

佐野市行政財産使用料条例

平成17年 2 月28日 条例第61号

改正

平成18年12月20日 条例第43号

平成19年 3 月19日 条例第 2 号

平成24年12月25日 条例第46号

平成27年 3 月23日 条例第 7 号

平成28年 6 月20日 条例第34号

平成29年12月18日 条例第41号

令和元年 6 月24日 条例第19号

令和 3 年12月20日 条例第33号

令和 5 年 9 月27日 条例第37号

令和 6 年10月 3 日 条例第35号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可に係る使用料に関し定めるものとする。

(使用料)

第 2 条 使用料は年額によるものとし、その額は別表第1により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たないものについては、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。

2 前項において定めた額のうち、1月未満の使用料については、その額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第 3 条 行政財産の一部を食堂又は売店として使用させる場合の使用料は、前条に定めるもののほか、別表第2に定める金額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第 4 条 屋根その他の行政財産の一部（以下「屋根等」という。）を太陽光発電事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー法」という。）第9条第4項の規定による認定（太陽光に係るものに限る。）を受けた者をいう。）に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）の設置を目的として使用させる場合の使用料は、年額によるものとし、その額は、第2条の規定にかかわらず、別記算式により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たないものについては、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第 5 条 佐野市役所市民広場駐車場の1台当たりの使用料は、第2条の規定にかかわらず、使用時間が3時間以内の場合にあっては無料とし、3時間を超える場合にあってはその超える時間1時間につき100円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の規定により額を算出する場合において、1時間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。

(使用料の納入)

第6条 行政財産の使用許可を受けた者は、指定された期限までに使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 使用料は、次に該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 施設の設置に要する経費を負担した者に使用を許可するとき。

(3) 市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき、その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日までに、合併前の佐野市行政財産使用条例（昭和40年佐野市条例第6号）又は田沼町行政財産使用料条例（昭和62年田沼町条例第21号）並びに解散前の栃木県・県南病院組合行政財産使用規則（平成16年栃木県・県南病院組合規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月20日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月16日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は公布の日から、第7条の規定は規則で定める日から施行する。（平成19年規則第2号で平成19年3月19日から施行）

附 則（平成24年12月25日条例第46号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月20日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 24 日 条例第 19 号）

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日 条例第 33 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 27 日 条例第 37 号）

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 3 日 条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（令和 6 年規則第 45 号で令和 7 年 1 月 6 日から施行）
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に行う行政財産の使用許可から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分		使用料年額
土地	電柱敷地等	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）第 8 条に規定する額
	その他	評価額×4／100（営利を目的とする場合は 5／100）
建物		評価額×7／100（営利を目的とする場合は 8／100）
工作物		当該工作物の種類に応じて市長が定める額

備考 評価額とは、適正な時価をいう。

別表第 2（第 3 条関係）

区分	使用料
佐野市老人福祉センターの食堂	月額 10 万円から 20 万円までの範囲内において市長が定める額
佐野市老人福祉センターの売店	月額 3,000 円から 4,000 円までの範囲内において市長が定める額
佐野市運動公園のプールの食堂	1 箇月につき売上額の 15％から 20％までの範囲内において市長が定める額
佐野市立美術館の売店	3.3 平方メートル当たり月額 500 円と共用部分の管理費用を合算した額の範囲内において市長が定める額
佐野新都市バスターミナルの売店	月額 3 万円から 5 万円までの範囲内において市長が定める額
佐野斎場の売店	月額 1 万円から 5 万円までの範囲内において市長が定める額

別記算式（第4条関係）

調達価格×太陽電池容量の合計×1,000×提示係数

備考

- 1 調達価格は、屋根等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に定められる調達価格（再生可能エネルギー法第3条第2項に規定する調達価格をいう。）とする。
- 2 太陽電池容量の合計は、使用者が屋根等に設置する太陽光発電設備に係る太陽電池容量（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格C8952に規定する太陽電池容量をいう。）の合計をキロワットで表した数値とする。
- 3 提示係数は、使用者が提示した数値とし、100分の3以上の数値とする。